## 知のデジタルアーカイブに関する研究会(第7回)

- 1. 日時:平成23年11月24日(木)13:00~15:00
- 2. 場所:三田共用会議所 大会議室
- 3. 出席者(敬称略)
  - (1) 構成員

新麗、安達文夫、入江伸、大內英範、大場利康、岡本明、小川恵司、加茂竜一、 杉本重雄、武田英明、田中久徳、鳥越直寿、水谷長志、宮澤彰、盛田宏久、山崎博 樹、風間吉之(八日市谷哲生構成員代理)

(2)総務省・文部科学省・経済産業省

(総務省) 佐藤政策統括官、阪本大臣官房審議官、黒瀬情報流通行政局情報流通 振興課長、松田情報流通行政局情報流通振興課統括補佐、白石情報流 通振興課制度係長

(文部科学省) 高尾文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室専門職 (経済産業省) 望月商務情報政策局文化情報関連産業課課長補佐

【杉本座長】 それでは、定刻となりましたので、「知のデジタルアーカイブに関する研究会」第7回を開催いたします。本日はご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、神門委員、田良島委員、丸山委員、常世田委員から所用によりご欠席と伺っております。それと、植村委員からも場合によるとご欠席というふうに伺っております。

まず、議事に入ります前に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

【松田情報流通振興課統括補佐】 お手元の資料でございますけれども、まずクリップをお取りいただきまして、1枚目、議事次第でございます。それから座席表がございます。 資料知7-1といたしまして、盛田構成員の資料でございますけれども、公共図書館におけるデジタルアーカイブ収集・制作管理・公開 事例と課題でございます。資料知7-2、検討アジェンダに基づく議論 論点整理(叩き台改訂)でございます。資料知7-3、これは席上配付でございますが、デジタルアーカイブ構築・連携のためのガイドライン(叩き台)でございます。資料知7-4、知のデジタルアーカイブに関する研究会 スケジュール案でございます。

それから、パンフレットでございますけれども、1つが千代田区立日比谷図書文化館オープン記念イベント開催と書いた資料がございます。また、千代田区立日比谷図書文化館のオープンについての資料でございます。それから、同じく千代田区立日比谷図書文化館の広報誌「ポモーヌ」がお手元にあるかと思います。最後に「文化遺産オンライン構想」成果報告フォーラムという資料があるかと思いますが、これについては文化庁の高尾専門職にご提出いただいているものでございます。

まず、資料のほう、過不足等ございますでしょうか。ないようでございましたら、文化 庁、高尾様からこの点についてご説明、ご紹介をいただければと思います。

【高尾文化財部伝統文化課専門職】 ありがとうございます。文化庁伝統文化課の高尾と申します。こちらの「文化遺産オンライン構想」成果報告フォーラムというものですが、文化遺産オンライン自体は何度かこの研究会でも名前が上がっているかと思いますが、正式公開してから3年半、試行版を合わせると7年半運営してきたものになります。美術館・博物館等からデータをいただいて、それを公表しているというポータルサイトになっております。

基本的には美術館・博物館がデータを登録して、それをインターネット上で公開するという文化遺産の総覧を目指すものであります。これまで、この3年半ぐらいで利用者に対するさまざまな検索を便利にするとか、参加館のほうの入力の手間を省くとか、そういったツールをそろえてまいりましたので、この機会にフォーラムを行いまして、今後ますますこの集約化を進めていくためにフォーラムを開催いたします。

この機会に、こちらの研究会でも何度かテーマになっておりますが、メタデータの項目 等も今回初めて公表するということも予定しております。こちらの文化遺産オンラインの メタデータの項目ですが、美術工芸品だけではなく、建造物や民俗無形文化財、あるいは 史跡、名勝、天然記念物といったもの、すべての文化財に対応できるような項目となって おります。こういった項目の公開もこのフォーラムの中で行ってまいりますので、ぜひ皆 様ご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。それでは、早速議事に入っていきたい と思います。

本日は、盛田構成員からご提出資料に基づきましてご説明をいただき、その後研究会提言、それからガイドラインについて意見交換を行ってまいりたいと思います。まずは盛田委員からお願いいたします。

【盛田委員】 私のほうから、公共図書館におけるデジタルアーカイブの収集・制作管理・公開の事例と課題ということで発表させていただきます。

まず、私どもの会社のグループで、いわゆる電子図書館のサービスを昨年の10月から 具体的に事業としてやっております。その中で、ページでいきますと2ページ目になりま すが、そこの中で我々がどういう考えのもとにやっているかということを少し簡単にご説 明いたします。1つは、例えば公共図書館の場合に、我々としては3つのコンセプトでデ ジタル化したものを公開していくべきではないかということで、この絵でいきますと左側、 3つに分けながらコンセプトとしてご提示し、提案をしているという状況になります。

1つ目が、いわゆる I S B N のついた既存の出版物ですね。これを e B o o k 化して公共図書館であったり、大学図書館に流通配信させるということが 1 つです。 2 つ目が、図書館がお持ちになっているような貴重資料であったり、地域の資料といったものをデジタル化して公開するということに使っていただけないかということで、ご提案をしているという状況です。 3 つ目が、図書館さん自身がみずからつくられているものの発信ツール、積極的に市民に気づきのいろいろな情報を提供するということに、みずから例えば e B o o k をつくっていただいて公開するという仕掛けとして使っていただけないかということで今ご提案をし、具体的に使っていただいている図書館が幾つか出てきているという状況になります。

次のページをめくっていただいて、3ページ目になりますが、その仕組みがどういう形で動いているかを簡単にご説明いたします。私どもの仕組みは、あえて既存の紙の出版物との連携を非常に重視しておりまして、いわゆる我々はハイブリッドの図書館と言っております。簡単に言いますと、ウェブのOPACでタイトル等を検索しますと、電子と紙両方がある場合は、検索して出てくると。極論を言いますと、電子があればそのまま電子で読むこともできますし、紙ですとそのまま予約ができるという仕掛けができております。そういったものをASPで提供するというサービスになっております。実際には、大阪の堺市さん等々で今年の1月ぐらいからご活用いただいているという状況です。

きょう、ご説明の中の1つの本題には、そういった中で活動している状況ができますと、 公共図書館さん側のニーズとして、既存の出版物も必要なんだけれども、自分たちが持っ ている貴重な資料とか、地域の資料みたいなものをデジタル化をして、この電子図書館の 仕組みで公開したいという話が非常に多いということが現状あります。例えば下の4ページ目、これは萩市さんですけれども、ここでは明治維新のころの吉田松陰を含めていろい る貴重資料をお持ちということで、3月21日にこちらは新しい図書館をつくったときに、 電子図書館もあわせ立ち上げられました。

そのときには、我々が言うところの通常の出版物のほかに、百何点かの既にお持ちになっているこの吉田松陰関係の資料等も含めてデジタル化をして公開されている状況になります。こちらのほうも、実は図書館としてはそれぐらいの資料をお持ちなんですが、それ以外にも、萩市の中にはさまざまな記念館を含めて関係する資料はいろいろあるということで、1つの課題としてはそういったところと連携して今後いろいろやっていきたいんだけどという話が実際に出ていたりしています。それは現状、実際には実現しておりませんが、将来的にはそういったところも含めて連携していきたいというお話が、萩市の図書館のほうからは出ております。それが4ページですね。

そういった中で、次の5ページ目ですが、1つは、この研究会のほうでもメタデータをどうするんだというお話がありますけれども、今我々のほうでやっている電子図書館の仕組みでいきますと、我々のグループのほうに図書館流通センターさんがいるという関係もありまして、プラス図書館のほうで管理し公開するという観点でいくと、今MARCをベースにして、こういった貴重資料も取り込んでいくと。図書館システムのほうで検索して見られるほうがいいだろうということで、現状はTRCのMARCに電子のほうを拡張させて対応しているという形になっています。5ページ目がそれのちょっとしたイメージですね。

下の6ページ目が、実際にこういった貴重な画像を、そういう書誌をつくるときにどういう形でつくっているかというところの参考的な例ということになっています。これは図書館のほうで管理すると、こちらのほうが今の現状でいくと管理しやすいのかなということが1つあるかと思います。

続きまして、次の7ページ目です。もう少し具体的に制作管理という観点で、MARC、書誌データの中でどういうふうに電子書籍を書誌としてやっていくかという中では、細かくなりますけど、TRCの基本になる書誌と、あと拡張で使える部分と、両方が実は今TRCのMARCのほうにありまして、電子書籍に関しては、いわゆる拡張部分のところを使って、実際には電子でしかないような項目を埋め込んでいるという形になります。果たしてこれが本当にいいのかどうかというのがありますが、今の現状は基本的には紙をベースにして、それに電子をうまくくっつけているという形のやり方をやっているという状況です。これも今後、アーカイブの中にメタデータをどう持つかという意味では、1つの我々

の参考の事例として検討の中に入れさせていただければなと思います。

あと、ここに記載はされておりませんが、実は図書館でやる部分ではいろいろ問題も課題もありまして、例えばこうやってメタデータをつくっても、実際には図書館システム、通常のOPACで検索する仕組みがいろいろなメーカーさんがつくられていますが、そういった中ではこういった項目をすべてフルで扱えるというわけではありませんで、かなり限定的にしか使われていないという現状はあります。

そういったことで言いますと、こういった書誌ももっともっと図書館の中では有効活用できるんじゃないかなというふうに思います。逆に言うと、有効活用はなかなかまだされていないという状況もありますので、そういったことも1つの課題かなというふうに思います。これが、書誌に関するところの現状の我々の取り組みと課題のようなことになります。

8ページ目以降は、こういったいろいろな地域の資料を収集するという観点で非常におもしろい事例ではないかなということで、少しご紹介をいたします。これは札幌市の中央図書館さんと一緒にやらせていただいている電子図書館の実証実験になります。これが8ページ目、具体的にこういった形で電子図書館のホームページから借りることができるようになっております。

次のページ、どういう実験をやっているかといいますと、9ページ目になりますけれども、図書館の持つ課題として、1つは、北国ですので冬場の積雪で利用がなかなか難しい。そういったものに、こういった電子で配信させていくことが利用に供するかというお話ですね。あと、地場の版元等、市の広報誌等を――なかなか認知度が低いので、そういったものをデジタル化して図書館がただで配信することでもう少しリーチするような仕掛けにできないかという、1つの実験になります。あとは、地域のコミュニティーの情報発信のハブに図書館はなり得るかということで、具体的に今年の10月から実験を我々もこちらに参加させていただいてやっているという状況です。

10ページ目に、具体的に収集ができた資料を少し材料として張りつけております。非常に我々がやっておもしろかった、興味深いのは、1つは左側の地域独自資料、ページでいうと10ページ目ですね。例えば市が出している広報誌「広報さっぽろ」であるとか、いろいろないわゆる広報誌に近いようなものが相当数集まったと。特に「広報さっぽろ」に関しては、初号でいう昭和25年から千何号まですべてデジタル化をして、この仕組みのほうで今公開して実験をやっているという状況になります。

1つ、やっぱり、やる意味の中では、こういった一つ一つに関しては、市単位でも広報紙として例えばPDFで出したりしておりますけれども、これをある程度体系化して、一番最初の号からすべてをそろえて提供するというのは、それはそれでまた違う新しい価値を生むという意味では非常になるほどなと考えさせられる部分であったりもします。

一方で、いろいろ図書館さん側の話を聞きますと、例えば広報紙関係というのは、市民からすると、例えば当然図書館が過去のものを持っているだろうということで、20年前の広報紙を見たいんだけどと図書館に来るけれども、実は図書館は持っていないと。じゃ、市役所のほうに行くと、そんな古いものはありませんと。公文書を扱っているところからすると、これは公文書でないですからというようなところがあって、非常にある種盲点になっている部分もあるやに聞いております。ですから、そういった意味では、こういったものの実験の中でこういったものがいろいろ集まってきたというのは、非常に取り組みとしては1つの成果が出てきているかなと思います。

10ページ目は、地域の資料ということで、これ北海道ならではというのがあるのかもしれませんけれども、非常に北海道、特色のあるものがかなり集まりまして、この実験に参加していただくための出版社の説明会というのを開いたりしたんですけれども、非常に地域の特性のあるものが出てきております。例えば日本ハムファイターズの会員誌、こういったものも集まってきておりますけれども、そういった意味では地域性が非常に出た実験が今まさしく始まっているというところで、収集という観点でこういう動きをすれば、それなりのものが集まってくるんだなというところで紹介をさせていただきました。

めくりまして11ページ目は、それを具体的にやっているところのイメージ、電子図書館のほうで借りていただいて見るというときにこんなイメージでやっているというのが、 11ページ目になります。

12ページ目は、同じ例えば「広報さっぽろ」というのを、例えば国立国会図書館のPORTAであるとか、Webcat Plusなどで検索をすると今どういうふうに出てくるかというのを少し簡単にご紹介したものです。実際には、デジタル化した実物まではごらんにはなかなかいただけないということもありますので、地域が積極的にデジタル化をして、最終的にはPORTAとか、こういったものでうまくリンケージしていくと、非常に面のあるおもしろい取り組みが始まるのかなということもありますので、この地域が積極的にデジタル化をする意味があるのではないかなと思います。

そこで、最終的に、今ご紹介した中で13ページ目は、収集・制作管理・公開というと

ころで簡単に課題を少し述べさせていただきますと、収集に関しては、さまざまな情報を体系的に収集できるところはどこなんだろうというところが非常にあるということですね。あと、やっぱり今後ボーンデジタル、要するに紙では存在しないものがどんどん出てくるというところで、そういったものをどう対応していくのかというお話ですね。そういうことを考えると、1つは図書館というのが私からするとキーワードかなとちょっと思っております。

あと、収集するということでいくと、ぽちでいくと下からいきますけれども、今の札幌の例でも、これは集めるということを意図的にしたわけですね。そうしないと集まらないという状況があります。そう考えると、それは非常にコストもかかってくるので、何らか自然に集まる手法というのをやる必要があるのかなと思います。そういった意味では、電子納本制度という言葉自体がいいのかどうかわかりませんが、そういうふうに自然に集まるような仕組みを何かの形でつくるということが、非常に私は重要ではないかなというふうに思います。

あと、制作管理に関しては、ここで今議論されておりますので細かいことは申し上げませんが、多々あるのは、要するに予算がついたから、とりあえずデジタル化をやりたいという引き合いが非常に多いと。ただ、何のためにやるのかというところが非常にあいまいのままやられるケースが多いのが散見されます。そういったところもあるので、そういうところの道筋みたいなものもしっかりと、例えばこういったものから発信ができるということが重要かなと思います。

あと、公開に関しては、こういった積極的にやられている地方の公共図書館さんは、その後に例えば縁のある図書館さんと連携したいというお話も非常によく聞きますし、その後、他の国立国会図書館、都道府県図書館との連携もやっていきたいと。その後に、もしかするとMLAの連携みたいな話もあるのかもしれませんし、先ほどの萩市さんの例でいきますと、例えば明治維新という観点で、いきなりそういう形で連携される可能性もあるのかもしれません。ただ、いずれにしても、単独でやっていてもなかなか広がらないというところの課題は各図書館の方がお持ちだということですね。

あと一方で、やはり著作権処理に対する苦労、もしくは知識不足というのが非常にありまして、実際にこれ著作権処理したほうがいいのか、するためにはどうすればいいのかというご相談を非常に受けます。あと、ただ、それを非常にやっていくと何年かかるかわからないという逆の状況もありまして、1つの考え方としては、オプトアウトのようなやり

方というのも、こういう世界であれば1つ、あるのかなというのも考えたりしております。 これも、いろいろご意見等々をちょうだいしながら何かうまいやり方、もう少し短期間で 公開できる仕方というのを何かやる必要があるのかなと思います。そういったのがいろい ろな課題として感じているところです。

そういった観点で、さまざまな情報を収集、整理、長期保存・管理、公開可能というのは、私の観点からいくと図書館さんが一番ふさわしいのかなと思いますので、そういったところでは、積極的にこれからも図書館さんのほうにはこういった話を地道に続けていきたいなというところが、私どもの今の取り組みの状況です。

あと、14ページは、実際にここ10月、11月と、図書館の大会でいろいろお話しさせていただくことがあったので、電子図書館であったり、デジタル化に関して、各図書館の館長さんがどういうことを考えてますかという意見をお聞きすることがありまして、そういったときに率直に図書館の館長さんから出てきたさまざまな意見を抜粋して記載させていただいています。やはり、非常にまだまだアーカイブ以前にやらなければいけないことが整理も含めて多いという話と、予算がなかなか厳しくて、こういったものに対する予算をいろいろつけていただきたいというのが、実際には図書館さん側の本音の部分かなということもあります。これは、図書館の1つの例として記載させていただきました。

これが私どもが今取り組みさせていただいている公共図書館を中心にした、アーカイブを含めた、アーカイブのデジタル化と公開に関する取り組みについて、課題も含めてご紹介いたしました。

ちょっと時間がございませんので、最後に、日比谷図書文化館に関しては、私どもが指定管理者といって運営の一切を担っているので、少し宣伝めいた感じでもありますけれども、すぐお近くなので、ぜひご来館いただきたいということでつけております。特徴としては、ページでいきますと20ページ目、非常に実験的な図書館を――実験という言い方は大変失礼ですけれども、なっておりまして、日比谷図書館はもともと都立ですが、千代田区立のほうに移管されまして、今年の11月からオープンしております。

今回非常におもしろい試みとしては、図書館の中に書店を併設いたしました。ですから、借りることも買うこともできるという場を設定して、実際に本を好きな方がどういうふうに行動されるかというのを我々としてはいろいろ試してみたいということと、1階には、もともと四番町にありました民俗資料館のほうが今度図書館と一緒になりまして、1階のほうに資料館がありまして、2階、3階が図書館というような形になっているというのが

特徴になります。

最後に22ページ、4階の部分、これはもともと千代田区の図書館のほうに寄贈された内田嘉吉さんという昭和の初期のころの方ですが、この方が海外とかにいられたときにいろいろ買い求められた洋古書、これはもともとは閉架にあったんですけれども、今回はこれをあえて4階の上のほうの開架に置きました。相当昭和一けた、かなり古い洋古書を含めて、手にとってさわることができるという場をつくりました。こういうのをつくることによって、過去の貴重資料を手にとってさわっていただくと。さわっていただきながら研究、もしくは本のよさ、もしくはそういったものに対する実際に身近にさわっていただくという場を、空間を設けたということで、ぜひ見ていただくと、革の装丁の本が実際にありますので、特に私としては霞が関の方々にぜひ来ていただいて、少し知的なリフレッシュをしていただければなということもありまして、ご紹介がてらお知らせをいたしました。以上、私のほうからは。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご発表に関しまして、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

【田中委員】 済みません、あまり本質的なことじゃないのかもしれなくて恐縮なんですが、DNP様のこの電子図書館サービスというのは、地域資料の場合、受託されて、そのときにメタデータとしてはTRC MARCの形式のデータも一緒につくられるというような形で。

【盛田委員】 そうです、はい。

【田中委員】 その場合、1点ずつの単位で結局メタデータをつけられることなんですね。

【盛田委員】 そうです、1点ずつです。

【田中委員】 ですから、ここに挙がっているような特に一点ものの写真があった場合に、写真1点で、それはそれで独立した単位でレコードをつくられるんだと思うんですが、いわゆる出版物の中のコンテンツまでは今のところ、管理されるような形……。

【盛田委員】 出版物の中の写真とかを素材単位で管理できるかどうかということですか。そこまではやっていないですね。

【田中委員】 はい。そこの形が最終的にMARCデータだと、今既存の図書館のシステムから紙と一緒に検索できるやり方としては有効だと思うんですが、将来的にはもう少しデジタルの検索のメタデータのあり方としては、課題として残るというような理解でよ

ろしいでしょうか。

【盛田委員】 残りますね、はい。写真もそうですし、もっと、例えば大学関係でいくと目次とか、索引とか、参考文献とか、ほんとうはそういったところまでメタデータの中に加えられると、本のどこどこのページまですぐにたどり着けるということができるのが、一番理想的だとは思いますけどね。

【田中委員】 わかりました。ありがとうございました。

【杉本座長】 宮澤先生。

【宮澤委員】 多少細かくなりますけれども、3ページのシステムの関係の図のところで、既存図書館システムと電子図書館Webサーバの間に両方向で矢印があるんですけれども、このインターフェースというのはどういう機能を持っていて、どんなぐあいにするものなんでしょうか。

【盛田委員】 これは、基本的に我々の電子図書館の仕組みというのはASPで提供されるので、個人情報は持ちません。ですから、既存の電子図書館の仕組みで認証されて、シングルサインオンの形でうちのほうに入ってきていただいて、認証が終わった後でその方が電子図書を選択し、貸し出して、閲覧し、返却するという形になっています。それでよろしいですか。それとも、検索のところも含めて?

【宮澤委員】 貸し出し等はどっち側にあるんでしょうか。

【盛田委員】 貸し出しの仕組みのところは、電子図書館のほうに行ってからやる行為になりますね。

【宮澤委員】 電子図書館は電子図書館のほうで貸し出しを持っていて、物理的な本は 既存のシステムのほうで貸し出しができると。

【盛田委員】 そうですね、今のところはそういう形になっています。多分これから次のバージョン、次の次のバージョンぐらいは、これはもっと既存の図書館システムの中にも組み込まれて、そちら側のほうで連動すると。わざわざこの電子図書館の仕組みのほうに来るという形にはしない形にはしたいと思っていますけれども、今のところは一応ばらばらですね。電子図書は電子図書のほうの環境下で貸し出しや予約、返却ができるという形になっていますね。

【宮澤委員】 どうもありがとうございました。

【杉本座長】 いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。どうぞ。

【岡本委員】 3ページの今の図の中にDRMサーバというのが記されているんですが、

これはどういうコンテンツに対してDRMをかけるかという、何か方式といいますか基準 が決まっているんでしょうか。

【盛田委員】 これは、通常の例えばPDFだと、PDFだけのDRMサーバになりますけれども、一応これはマルチファイルを、1つのファイルをDRMでパッケージングする仕掛けになるというのが、特徴といえば特徴ですね。ですから、幾つかのタイプのものもDRMをかけられるという仕組みになっています。

【岡本委員】 それは1冊とかいう書籍単位とか、資料単位ということではなくて、資料群として幾つかのファイルを。

【盛田委員】 そういう意味では1冊単位であったり、1つのコンテンツ単位でDRMを全部かけます。

【岡本委員】 それは映像ですとか、画像ですとか、そういうものも含めて?

【盛田委員】 いや、残念ながら、映像とかは今これには対応していないですね。ですから、DRMでやるものはeBook系で、一応映像系もやっていますけれども、そちらは現状ではストリーミングで対応しているという状況ですね。

【岡本委員】 なるほど、ありがとうございました。

【杉本座長】 じゃ、私のほうからなんですけれども、要はコストが問題だというお話があったかと思うんですけれども、ごく自然な話かなと思うんですが。例えば、実際の図書館におけるシステムづくりというか、サービスづくりの中で、デジタルアーカイブに係る部分というので、実際のところ、どの程度コストが増える、あるいは実際にメンテをしていくところでどういう部分が最も重くなりそうかといったことは、ここの実験の中では出てきましたでしょうか。

【盛田委員】 コストという意味ですか。

【杉本座長】 コスト、あるいは一番実際に図書館で運用されていくときに、ここのと ころが重くて耐えられそうにないなというふうなところです。

【盛田委員】 そうですね、我々のこの仕組み自体は、図書館さん側で例えば仕組みをかなりわかる人間をあてがわなければいけないという仕組みにはなっていないので。ただ、仕組みそのものがまだまだ黎明期ということで、こういうことをやって、例えば市民の方に借りていただくんですけれども、やはり市民の方々からの問い合わせに対してしっかりと答えられない状況があるのは事実です、図書館さん側で。ですから、逆に言うと、そういうスキルのある人間を雇う、雇わないの話が先ほど図書館さん側の講演の中にありまし

たけれども、そういったところが少し負荷が高いのかなという感じがしますね。

【杉本座長】 では、例えば地域資料の収集というか、あるいはデジタル化のところも ここではされていたと思ってよろしいんですか。

【盛田委員】 はい。

【杉本座長】 例えば、スライドの10枚目のところですね。

【盛田委員】 そうですね。これは恐らく札幌市さんぐらいの政令指定都市クラスのところであれば、予算も含めて、新たに人を雇用してとかいうのはできるかもしれないんですけれども、やっぱり地域のかなり小さいところになると、人、物、金というのが全然できませんので、よく声としてあるのは、例えば県立図書館さんが中心になっていただいて、そこにうまく相乗りしたいとかですね。それでいろいろ実験もやってみたいんだけれども、なかなか自分のところだけでは難しいという話はよく聞きますね。

【杉本座長】 こういうものも地域の大事な文化財の1つかとは思うんですけれども、こうしたものに関して連携しながらであれば、例えば県立レベル中心にしてやっていける感じを持たれたでしょうか、その辺、何かご意見ありますでしょうか。

ただ、これだけではわからない、ここの実験だけではわからないということもあるかも しれませんけれども。コスト的に、あるいは人的資源も含めて、今の状況では、こういう 特別なプロジェクトの中ではできるけれども、要は毎日の業務としてやっていく上では、 やはりまだ図書館ではヘビーと受けとめられているのか、といった点はいかがでしょうか。

【盛田委員】 図書館ではヘビーですね。

【杉本座長】 連携しながらやっていったほうがいいな、あるいはやっていくための予算を獲得するための努力はしたいよと、そういうポジティブな感じがあるのか。

【盛田委員】 微妙ですけれども、ただ、ぜひやっていきたい、地域資料をもっともっと利活用しなければいけないんだという認識は非常に高まっているというのは事実だと思います。ただ、それでどうやってやればいいんだという例えばルールもよくわからないし、デジタル用のそれなりのコストもかかるし、わかる人もいないしというところもあるので、そこをうまくあてがう、もしくは救済できる仕組みがあって、あとはどちらかというと、図書館側からすると、自分たちの出したいものをすぐ出せるという環境があれば、取り組みたいという姿勢は非常に高いというのは最近感じますけれどもね。

【杉本座長】 大場さんに振るといいのかなと思うんですけれども、こういう地域資料 の権利管理に関連して国会図書館で経験されてきているかと思うんですけれども、そうい

うところのサポートというのは可能なものなんでしょうか。

【大場委員】 そうですね、直接的なサポートというのはなかなか難しいところもあるんですけれども、実は先日国立国会図書館でデジタル化に関する研修を公共図書館の職員向けにやったんですね。その中で、やはり著作権処理に関しても、こちらのほうはこういうふうにやっていますよとか、こういうところに注意するとよいですよというようなノウハウを一応できるだけお伝えするようにしました。

実は、今回デジタル化の技法とかについてもいろいろ研修の中に盛り込んだんですが、 一番盛り上がったのがやはり著作権のところで、質問もそこに集中したという感じでした ので、ここは研修とか、そういった形でのサポートは可能かなと思っています。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。

【武田座長代理】 今の点あたりだと、まさにこういうところで提言的に、例えば地方公共団体が出す広報紙とかについてはある種の著作権の規定を設けることができるとか、そういうことをするとずっと楽になるとか、そういうような見通しとか、仮定としてこういうことがあったらよくなるとか、そういうお考えはございますでしょうか。

【大場委員】 それは確実によくなるとは思います。国会図書館の中でのお話になりますけれども、我々も国立国会図書館のいろいろな刊行物を出しております。月報とか、国会向けのレポート類等も出していますけれども、これらについて、時点で国会図書館0が出すという場合には、必ず著作権に関しては国会図書館が管理する形にするんだという形で全部決めまして、それで、その後デジタル化して公開するというのが非常にやりやすくなったということがあります。そういった事例を皆さんにお伝えするということは今後可能かなと思います。

【武田座長代理】 そういう意味で一歩進んで、例えばなかなか著作権の議論というのは一般論にすると非常に難しいんですけれども、例えば地方自治体等が出すようなものについて、ある例外規定を設けることにするとか、そういう提言をすることによって、こういう広報紙等が救われると。今お話を聞いていると、どうもちょうど国会図書館の収集範囲にも入らないし、出版物としてもカテゴライズされないので、非常に消えてしまう可能性が高いと。

それで、いつも著作権の話になると、一般論になると紛糾してしまうのは目に見えているので、例えばそういった範囲を限定して例外規定を求めるべきだみたいなことをこういうところから出していくと、広報紙関連からだと比較的合意がとりやすいんじゃないかと。

ほんとうは小手先でこういうことをやるのはおかしいと思うんですけれども、せめて一歩ずつでもそういったある種の公共財としての出版物を保護するという、そういうのの1つの例として出してみるのも悪くないのかなというのは、きょうのお話を聞いていて思いました。

【杉本座長】 ちょっとついでに、なんですけれども、今のデジタル化にかかわる権利 管理ですとかいろいろな情報や知識を共有して、どこからでもアクセスできるようにして おくことによって、要は今まで個々の人がそれぞればらばらにやっていて非常にコストが かかっていたものが、楽になると、かなり進むということは以前から言われていることで すし、特に強くここでは感じるんです。

ですから、市の広報紙といった地域の話が出ましたけれども、そこの町なり村なりでつくられた資料といういっぱいあって、それがどんどんある意味でなくなっていくわけですね。本であっても、それが消えていくということもありますので。では、そういうものをできるだけデジタルにして残していくということも考えられますが、メンテを含めてしんどいところがありますから、共通化するということも大事と思うんです。こういうふうな取り組みの中で、商用出版物ですとかなり難しい部分もあるかとは思うんですけれども、市や町の作った資料などのデジタル化が進んでいくと1つの土台になって、そこから広がっていってほしいなと、思うんです。

【盛田委員】 やっぱり商業出版物と同じような権利処理をこういうところでもしなければいけないというのは、何だかちょっと酷な感じがしますね。

【杉本座長】 町史だとか市史でも、そこに写っている人については、個人として、そこで権利が出てくるということも。どうぞ。

【盛田委員】 そういう中で、こういうのが多分、鶏が先か云々というのがありますけれども、こういったものをそういうふうに残していくんだというのがあるんであれば、最初にこういう広報紙をつくる段階で、恐らくいわゆる公衆組織に近いものも、最初から権利者に言うということは言えるんでしょうから、対処前に関してはぜひそういうふうにやっていただきたいというのはありますね。

【杉本座長】 ですから、これからつくるものに関してはそういうことですし、それから、過去のものに関しては何かそれのための基盤をみんなで整備していくということは必要であろうと思います。

【盛田委員】 そうですね。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。ほかに何か。では、水谷さん。

【水谷委員】 著作権の件で1つ教えていただきたいんですけれども、美術館でもほとんどが近現代美術だと、その画像を出すとき著作権者の許諾をとるという最低限のハードルは超えようとしています。許諾をとって、ある程度の対価を求められた場合にはなかなか予算がないので公開をしないということがあるんですけれども、そういった過程の中で一番難しいのは、やっぱり著作権者の同定なんですね。著作権者の情報について、例えば近代美術館でわからない画家なり遺族の著作権者情報を、例えば国会図書館にお聞きすることはできるのかどうかというところ。

あるいは、そういった情報を近代美術館が持っている場合、他の美術館に同業者だから ということで情報を流すことはあるんですけれども、なかなかそういった情報を提供する ことについて私自身も心理的障害がありますけれども、国会図書館は、例えば独立行政法 人国立美術館から、そちらの持っている著作権者情報を照会してくださいといった場合に ある程度オープンになるかどうか、あるいはこういった問題についてはどういうふうに考 えられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

【大場委員】 非常に答えにくいご質問ではあるんですけれども。まず、基本的に著作権がその方について切れているかどうかということについては、既にオープンにしている情報ですので、これはすぐにお教えをしています。

まだ著作権が生きている場合で、こちらで調べてわからなかった場合には、大体文化庁 長官裁定をお願いしているケースが多いですので、その場合にはこういうふうにしていま すよということを教えています。

問題になるのは、著作権がまだ生きていて、かつ我々が連絡先がわかっているケースですね。この場合については、ほんとうにケース・バイ・ケースになってきますけれども、原則としては、実際に権利を持たれている方の了解が得られればお教えするということはできるだろうと思っています。逆に言えば、権利者、権利を今持っている方、遺族の方が教えないでくれと言った場合には、やはりお教えできないという回答になるんだろうというふうに思っています。

【水谷委員】 どうもありがとうございます。

【杉本座長】 松田さん。

【松田情報流通振興課統括補佐】 地方公共団体の広報紙関係のデジタル化、あるいは インターネットでの配信について、国会図書館さんに質問なんですけれども、市の広報紙 とかであれば、著作権の問題も多分あろうと思うんですけれども、著作権には当たらないような肖像権みたいな、つまり実定法で規定されていないような何らかの法的な利益の許諾も大変だと思います。

そうしたなか、今国会図書館法が改正されて、インターネット上に公開されている国の 行政機関、あるいは地方公共団体、独立行政法人のインターネット資料については国立国 会図書館さんのほうで収集をして、保存して公開することは可能となったと思います。現 状この法律が変わって、国会図書館さんがそういったインターネット資料の収集を開始さ れているかと思うんですが、こういった地方公共団体の広報資料などについても、インタ ーネット上に出ているものについては既に無許諾で収集をして公開をされているのかどう か、その辺のご苦労等があるのであれば、ご紹介いただければと思います。

【大場委員】 今お話がありましたとおり、法律が変えられまして、我々のほうで収集をしております。地方公共団体のいわゆるホームページ、こちらのほうについては我々のほうでクローラといいますか、収集ロボットを走らせてまとめて収集するという作業を行っています。収集して、国会図書館の中でごらんになるということについては、ここまでは無許諾でやってよいという形になっているんですけれども、これを再度インターネットでもう一回出し直す——要するに過去のある時点のサイトですよ、1年前のサイトですよという形で出すということに関しては、その発信者の許諾が必要であるという形になっています。

その許諾をいただいた場合にのみ出していますので、何でもかんでも出しているというわけではありません。許諾をいただくときに、例えばよくあるのはいわゆるイベント等で特定のデザイナーがかかわっていて、ある一定の目的の範囲でのみ使ってよいと言われているような図版とか、イラストとかがある場合には、その部分は再度インターネット公開するのはやめてくれというふうなことは言われることはあります。それは要するに許諾の範囲から除くという形で、インターネット公開はせずに館内のみで見せるという範囲で提供するというふうになっております。

そういった形で館内で見ることはできますけれども、再度インターネットを公開する場合にはさまざまな権利が絡んできますので、そこについてはそれぞれの自治体と調整しながらやっているというような状況です。

【杉本座長】 よろしいでしょうか。では、もしほかにご質問がないようでしたら、次に進んでいきたいと思います。盛田さん、どうもありがとうございました。

それでは、次に議題といたしまして、研究会提言及びデジタルアーカイブ構築・連携のためのガイドラインに進みたいと思います。まず、資料知7-2、知のデジタルアーカイブに関する研究会提言(叩き台)から、資料知7-3、デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン(叩き台)、資料知7-4、スケジュール案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【松田情報流通振興課統括補佐】 まず、資料知7-2でございます。こちらは前回第6回にも提出させていただいた資料でございますけれども、それを第6回のご議論を踏まえまして、適宜ご意見を追加させていただいているところでございます。修正点等をご説明申し上げますが、まず1ページ目、検討対象といたしまして、これは第6回での杉本座長、丸山構成員からのご意見でございます。社会基盤としてのMLAを中心としながら、社会的な知を伝えるものとして、商業出版物、ビジネスとして扱われるものについては除外はしない。杉本座長のご意見です。それから、非競争領域、社会基盤の部分を中心に議論しながら、ビジネスサイドとしては競争領域について付加価値を加えることが重要。これは丸山構成員のご意見でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。こちらの下から2つ目のぽつ、利用者の立場からは、MLAいずれであろうが、社会で持っている知の蓄積の場であり、そこにだれもが自由に、できるだけ柔軟にアクセスできるようにすることが基本ではないか。杉本座長のご意見でございます。また、引き続きまして、物そのものだけではなく、付随する情報を加えて、総合的にとらえて、教育、ビジネスに使いやすくすることがデジタルアーカイブの基本ではないか。杉本座長のご意見でございます。

3ページ目でございますが、上から3つ目、秋田県立図書館では、来館者を増やすためのデジタル化はしていない。あくまで情報提供が主体であり、役に立てばよい。死蔵している資料を活用し、それを県民・国民のために役立てたいという目標を持って始めた。山崎構成員のご意見でございます。それと対比する形ですが、中ほど、下から3つ目ですね。ミュージアムにとって、デジタルアーカイブは目的にはならない。1つのミュージアムの活動を支援する、あるいはよく知ってもらうための1つの道具。来館者の呼び水、誘い水になる。デジタルアーカイブの構築自体はミュージアムの目的とは違うが、ミュージアムの活動をより豊かにするもの。ミュージアムとしてのアウトリーチを強力にする手段。水谷構成員のご意見でございます。

それから、資料6ページでございますけれども、上から2つ目のぽつですね。ユーザー

サイドから見たときは、1つの博物館に行って見られるものを横断的に見られる、あるいは1つのオブジェクトについていろいろな方向から見られる、関係づけて見られるということが、オブジェクトに対する関心・興味を引き出し、それがさらにミュージアムに行ってみようというインセンティブになるのではないか。神門構成員のご意見でございます。

それから、下から1つ目ですけれども、非組織的なところも文化財を持っている。そういったところを、地方の担当者が信頼関係のもとにつないでいくことが必要。加茂構成員のご意見でございます。

8ページ目でございますけれども、下から2つ目、アーカイブする際、素材を提供する側との信頼関係も1つの大事な部分。非常に貴重なものを持っているが、出してもらえないとき、それをいかにうまく使っていくかということをフィードバックする必要がある。それがフィードバックされると、次も出てきて、正のスパイラルになる。ユーザーサイドから見ても、こういったふうに使えるというフィードバックがあるとよいのではないか。杉本座長のご意見でございます。引き続いて、デジタル化の対象が貴重資料、古典的資料、つまり歴史的な資料に限られていると担当が思っている。デジタル化して残すというものは、必ずしも既に価値が定められた資料だけではないということについての認識が不十分。山崎構成員のご意見でございます。

実際の博物館、美術館、公文書館の担当者がデジタルアーカイブのメリットに全く気づいていないことが問題。必要性と、技術的に妥当なものをつくることの認識が足りないことが問題。これも山崎構成員のご意見でございます。次が入江構成員のご意見でございますが、図書館の現場の仕事をどうやって変えるか、どう変えていくかという議論と、デジタルアーカイブが結びつかないと、具体的に仕事として展開できないのではないか。貸出数、職員をどうしていくか、経常費の予算をどう変えるかなど、具体的な目標・現実的なものとデジタルアーカイブをつなげることが必要ではないか。入江構成員のご意見でございます。ガイドラインだけでなく、失敗も含めた実例を参照できることや、あるいは技術的な面だけではなく、コンサルテーションできるようなグループというのがあればよいのではないか。神門構成員のご意見でございます。

続きまして10ページでございます。上から4つ目、ミュージアムにおいてメタデータのつくり方、スキーマについて、オフィシャルなものがない。文化遺産オンラインのメタデータスキーマを公開して、日本のミュージアムがそれに倣ってメタデータをつくって公開することで、ハードルを低くしたほうがよいのではないか。水谷構成員のご意見でござ

います。社会的基盤の意味でいえば、メタデータの信頼性、物へのリンクなどを考えたときに、所蔵館・所蔵者が出していること、信頼性を高めることが重要。そこが社会基盤としての知のデジタル化であり、それぞれの知識としての活動と社会基盤としての正しさをどう実現するかという意味で、社会的組織としての責任があるのではないか。入江構成員のご意見でございます。

しばらく修正はございませんけれども、13ページでございます。上から2つ目の丸でございますが、クラウドが進むなど、今後、水平分業的に進んでいくというのも1つの方向。そういった中、デジタルアーカイブを構築する際に、図書館、美術館、博物館、自治体に技術がわかっている者が必要となるのかどうか、どういった人材が必要かも議論していく必要があるのではないか。杉本座長のご意見です。人材バンク、あるいは例えば、ベテラン職員、民間、現役職員が資格を取った場合に、MLAの中で一緒にやっていければ、有効に働くのではないか。丸山構成員。広報、メーリング、掲示板のようなサポートがあれば、MLA連携のための人材バンクを活用することはできるし、そういった組織は求められているのではないか。山崎構成員のご意見でございます。

それから、14ページでございますけれども、3つ目の丸で、各自治体の公文書館ごとに教育委員会や知事部局などの下部組織になっており、それだけで対応が変わってくる。 人事ローテーションで担当がかわり、長く取り組みが続かないという問題もある。これは 八日市谷構成員の代理の風間様のご意見でございます。

それから、15ページでございますけれども、一番下のぽつですが、欧米では、電子ジャーナルに関してダークアーカイブがかなり進んでいるということで、ダークアーカイブについての大場構成員のご意見を入れております。

以上、大体の修正点でございます。そして、18ページをごらんいただきますと、それまで災害とデジタルアーカイブの関係については他のテーマに混在をさせていただいたわけなんですけれども、災害関連についてはこの第5ということで、一度にすべて集める形で修正をかけているところでございます。

以上ご説明申し上げた本資料については、これまで出てきたご意見をまとめたものでご ざいますので、これをまた参考にご意見をさらに追加でいただければと思います。

続きまして、資料知7-3、デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン(叩き台)でございます。こちらにつては、1枚おめくりいただいて目次をごらんいただきますと、前回ご提示させていただいたものからかなり変わっております。といいますのも、

前回のご意見の中で、やはりデジタルアーカイブのグッドプラクティス、実例を示したほうが非常にわかりやすくなるのではないかということで、目次でいいますところの第3章といたしまして、デジタルアーカイブの実例という項目を設けているところでございます。

また、小規模の知の記録機関であってもデジタルアーカイブの構築ができるようにといったご示唆もいただいているところでございますので、その点を踏まえて第5章といたしまして、内容を簡易化してデジタルアーカイブの構築・連携の手引という形で、現状のところをまとめているところでございます。この資料については事前にお送りさせていただいておりますので、さらにご意見賜ればと思いますけれども、特にご意見をいただきたいというのは、この中で申し上げますと、新たに加わった13ページでございます。

13ページの第3章、デジタルアーカイブの実例というところでございます。こちらでは、これまでのこの研究会での議論を踏まえまして、大場構成員、あるいは水谷構成員、入江構成員から、それぞれこういったところがグッドプラクティス、あるいは事例ということでよいのではないかというご提示をいただいております。今回メーリングリストのご意見をすべて反映できておりませんので、さらにこういった取り組みをぜひ紹介すべきということがあるようでございましたら、積極的にご意見をいただければと思います。

最後でございますけれども、資料知7-4、知のデジタルアーカイブに関する研究会スケジュール案でございます。本研究会は今年の2月に始まりまして、東日本大震災の影響を受けまして、検討についてはかなり後ろ倒しになっているところではあるんですけれども、大体のスケジュールの目安ということでご提示をさせていただきます。現在、この11月の⑦と振っております第7回会議でございますが、次回を1月の中旬ぐらいに開催できないかと。この中でガイドラインや、提言案、調査研究報告などをさせていただいて、現状、今提言案は皆様のご意見を掲示させていただいているものになっておりますけれども、この1月の中旬までにそれらを適切な形で文章に起こして、ストーリーとしてつなげて、提言案として皆様のご意見を過不足なく盛り込みたいというふうに考えております。

その後、この提言案、あるいはガイドライン案について、パブリックコメントを数週間行いまして、3月末までに取りまとめができればということで、あと、この研究会もあと2回か1回の開催として、素案としてご提示させていただきます。

以上、資料知7-2から7-4まで、事務局よりご説明申し上げました。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。ただいま2時です。それで、今から1時間ほどお時間が残されておりますけれども、この間の時間で、今お示しいただいた主に

2つの資料ですけれども、これに関して忌憚のないところでの意見交換をお願いいたした いと思います。

私のほうもなかなか議論の整理が下手なもので申しわけないんですけれども、まずは最初にこのたたき台の研究会提言のほう、7-2のほうからまずは中心にお話をいただこうかと思います。先ほど松田補佐からここのところを追加しましたというふうにしてご説明いただいたんですけれども、さらに補足をしたいとか、あるいはそれに加えてこういうことがありますということを、ご提案願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

もうちょっとすると意見がいろいろと出てくるかと思うんですけれども、私のほうからですが、例えば、いわゆるここの委員の中からのコメントが出ていない項目というのもあります。例えば7ページ目ですね、4という項番があって、それのすぐ手前で<全体>というふうにして項目を挙げられていて、各デジタルアーカイブを連携させたサービスの利用状況はどうか。例えばこういうところに関しては、ここの議論の中では特にコメントが出てこなかったということかなと思うんですが、要はこうしたものについて、これは重要ではないからコメントが出てこなかったのか、あるいは、例えばここでは大事であることはもちろんなんだけれども、十分に語るだけの経験が不足していて何も出てこなかったのかといったことが、自分自身どういうことかなというところ、疑問に思うところがあります。

例えばこうしたことに関して、もし特にコメントが今まで挙げられていないようなところも含めて、何かいただければと思います。いかがでしょうか。

【武田座長代理】 じゃ、これは私がコメントするというよりは、むしろ、先ほどちょうど文化遺産オンラインの話が出ましたので、まさに文化遺産オンラインはそういうもののトライアルであったのではないかと思うので、その辺がちょうど、ここに文化遺産オンラインの経験からというのがもし何かあれば、ぜひ伺いたいなとは思います。

【高尾文化財部伝統文化課専門職】 全体の利用状況ということに関してでしょうか。 【武田座長代理】 利用状況、数字というよりは、定性的にこういう効果が見られたとか、新しい使い方が見られたとか、もしそういうのがあればですね。

【高尾文化財部伝統文化課専門職】 そうですね、大体利用状況はほぼ一定なんですが、 去年の12月、文化遺産データベースという検索システムをかなり高度化しまして利用の 便をよくしたところ、利用者数、閲覧のページビューのほうが非常に、数十倍に増えてい るというところが新しい変化であります。より詳しく中身を見るようになっているという 傾向が出てきております。

あと、文化遺産オンラインのほうで、先ほど水谷委員のほうからの資料の公開という話もありましたので、ついでにそれもお話ししますと、こちらでも資料の公開、メタデータの項目の公開というのは検討していたところで、フォーラムの機会にそれを公開していきますし、情報登録サイトというのをこの機会に公開します。それで参加館ですとかが、そういった特別な人でなくてもその中身は見られるようにして、美術館・博物館がデータベースを構築する際の参考にしたて頂いたり、あるいは文化遺産オンラインと連携するときのための資料などもそこに公開していきますので、連携なども容易にしていくといったことを考えております。

【武田座長代理】 アクセス数で海外からのぐあいとか、そういうのはわかりますか。 【高尾文化財部伝統文化課専門職】 文化遺産オンラインは英語版を当初から公開を念頭に置いていたのですが、さまざまな難しい問題がありまして。タイトルの問題ですとか、そういったところもありますのでできてこなかったんですが、この機会に公開に向けて動き出すということも、ここで発表してまいります。

一番問題になるのが作品のタイトルの問題でして、そこの部分はまずはタイトルを1つに限定するのではなく、4つ以上入れられるような形でタイトルの欄を用意して、そこにまずはローマ字にすべて変換するところから始めていくと。英語版は、英語の翻訳を用意しているところはその欄にも入れていくと。また、そのタイトルの付け方も、例えば作者が付けたタイトルだけではなく、モノの形状から見たタイトルとか、幾つものタイトルを入れられるようにして、ともかく英語版としてスタートしていくということを考えております。

【武田座長代理】 もちろん英語版はいいんですが、多分今どきだと、日本語でも興味 ある人は海外でもアクセスするんですね。日本語を読める人も海外にも結構増えています ので、そういう意味で現実にどのぐらいアクセスがあるのかなというのが気になったので。 身内のことを聞いているようで、済みません、調べればわかるだろうと言われるんでしょうが、もしそっちで数字を持っていたら、お伺いしたいと。

【高尾文化財部伝統文化課専門職】 現状では、英語版がないので0.4%程度です。

【武田座長代理】 というのは、なぜこういうことをお伺いしたかというと、まさにここに書いてある国際社会と日本から情報提供するということを実際うまく効果的になれば、そういうことをエクザンプルとして使えたらうれしいかなと思ったという、そういう次第

です。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。では、文化遺産オンラインでついでにと言うと申しわけないですけれども、先ほどご紹介いただいたコメントの中で、組織以外の個人が持っているような文化財に関しても、デジタルアーカイブ化の中に含めていってはどうかというご意見があったかと思うんですけれども、文化遺産オンラインの場合の登録をしていくための要件というのはどのようになっていますでしょうか。

【高尾文化財部伝統文化課専門職】 作品そのものに縛りは設けておりません。それぞれ登録していただく組織に任せているのですが、その登録する館、そこの部分で公立館、登録博物館、博物館相当施設、公開承認施設といった縛りを設けております。この部分は文化遺産オンラインの運用に関する検討会というのを有識者で開いて検討しておりますが、今のところはそこの部分を緩めていくということは考えておりません。それは、やはり文化遺産オンラインを、ある意味悪く商用利用されることを防ぐためにも、参加資格というところで、作品の質を参加館を担保しているといった事情があります。

それから、指定品に関しては、国指定文化財はすべてここに入っておりますし、地方指定の文化財に関しては、地方公共団体からそれを登録するシステムと業務のフローも構築しましたので、その部分もこれから徐々に増えてまいります。

【杉本座長】 どうもありがとうございました。はい。

【松田情報流通振興課統括補佐】 事務局でございますが、7ページのさっきのご指摘のところにつきましては、やはりデジタルアーカイブを連携させたサービスということでございますので、今ご議論いただきました文化遺産オンラインさんですとか、あるいは国立国会図書館のPORTA、あるいはこれからもNDLサーチ、それから歴博さんでやっていらっしゃいますような形での連携の仕組みもあるかと思います。また、地方でも、例えば岡山県立図書館などではそういった取り組みが進んでいるかと思います。

この点については、現在事務局としても調査を進めているところでございますので、その調査結果なども反映させていただきたいと思っておりますし、また、せっかくここに大場構成員と、高尾さんなどもいらっしゃるので、具体的にどういうふうに書いたらいいかということをまたちょっとご相談させていただくというか、書いていただこうかなと思いますので、ぜひその点、ご協力をお願いしたいと思います。

また、文化遺産オンラインの最初のところについては、先ほど高尾専門職から冒頭ございましたとおり、12月2日、学術総合センターー橋記念講堂で開催されるということで

ございますので、こちらにもぜひ参加をして知見を広めたい、この中にまた反映できることは反映させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

私のほうからもう少し、自分の申したコメントに関してここに入れてもらっているところで。1ページ目のところに私のコメントが入っています。これは、社会基盤としてMLAを中心としながら、社会的な知を伝えるものとして、商業出版物、ビジネスとして扱われるものについて除外はしないということを申したんですけれども、基本的にこれからずっと先の将来ということを考えていったときに、すなわち長期的な視点から考えると、こういう商業出版物などもここで除外して考えないほうがいいという思いです。

それと、長期利用ということに関してなんですけれども、ここでほんとうに十分に議論ができたかどうかよくわからないんですが、今年のその議論の1つのポイントとして入れていただいたと思っておりますが、多分後ろのほうで14ページから15,16ページのあたりに入っているかと思います。このあたりは国立国会図書館、あるいは国立公文書館さんが随分いろいろな意味で経験を持たれていると思います。いろいろなところで話を聞いておりますと、技術的な課題よりは非技術的な課題、マネジメントのほうの課題のほうが多いとも聞いております。ですから、マネジメント的な課題も、いわゆる知識としての共有化、知識の蓄積が必要なのかなというのが1つです。

それと、もう一つ、マネジメントのために、必要な情報を蓄積しておくデータベースというか、ある種のアーカイブ、整備も必要なのかなと思います。例えばごく一例ですけれども、イギリスの公文書館でしたか、PRONOMなんていう、サービスがあります。例えばファイルフォーマットがどういうものがあるかということを蓄積している、サービスです。例えばそれに類したものは日本にはないと思います。ですから、今ここで固有名詞を上げるのがいいかどうかは別として、例えば一太郎は世界的に見た場合、登録されていないわけですね。

日本独自のものというのは結構ありますので、例えばそうしたものも含めてたくさんの 人が共有できる場をつくっていき、その上でいろいろな技術、知識を共有していくことが 大事なのかなと思います、長期利用に関してはほんとうにいろいろな技術的な問題がある んですけれども、そうしたマネジメント的な問題も多くあるということだと思います。

では、いかがですか。この提言のほうのたたき台に関しまして。

では、もう一つのほうに話を進めましょう。また後からこの提言のほうに戻ってくるこ

ともできますので、もう一つのガイドライン案のほうですね。それも含めてご議論いただければと思います。いかがでしょうか。山崎さん、お願いします。

【山崎委員】 まず、このガイドラインがどういう人を主に対象にするかということが書かれているんですけれども、具体的な担当者ということが書かれているわけですけれども、レベル的に見れば深いものと浅いものが混在しているような気がします。そこでちょっと、具体的なレベルのものと啓蒙的なレベルのもの。これは主に啓蒙的なレベルのガイドラインに、傾向としてはなっているような気がするんですが、部分、部分によると、例えばカメラのレンズの話が入っていたり、非常に具体的なレベルのところがあったりして、ここあたりのレベルはもう少しそろえたほうがいいのかなという気がしました。

あと、具体的なお話、何点かあるんですが、例えば17ページのところですと、ここに 長期利用のお話がありますし、人材と体制の部分が書かれていますけれども、やはりこれ は後でまた出てくるんです。30ページ、31ページのところにも出てきて、読んでいく と同じものが何回か繰り返して出てきているという感じで、これは目的が違うから項目も 違うのかもしれませんけれども、まとめたほうがやはり読みやすいなという感じが、まず 1つ、しました。

それから、ここのあたりの言葉のところも、例えば文書管理士というのは、文書情報管理士のことだと思うんですけれども、適正な言葉を入れたほうがいいと思います。ここの同様な資格を設ける必要がありますというのが、17ページの下から8行目ぐらいのところにありますけれども、これはだれに言っているのかちょっとわからないですね。つまり、資格を設ける必要というのは担当者に言ってもしようがないですね。ですから、そういう資格を取らせるなら、そういう言い方をしたほうがいいでしょうし、ここあたりは相手を決めているわけですから、それにそろえたほうがいいですね。

それから、何ページか飛んで20ページのところです。これは、この表があって大変いいと思うんですが、この役割の丸印のつけ方から見れば、おそらく計画を策定したり、一番自館の準備と書いてあるところに実は助言が必要です。ですから、計画を作成するところで自館だけでやるというのは、地方の組織であれば今不可能ではないでしょうか。具体的に言えば、そこで業者が入ったり、あるいは我々であれば、私なんかが行っていろいろサポート等をする例が多いんですけれども、そういうところで計画を策定段階から支援企業だったり、都道府県の中央施設等が入っていかなければいけないのではないのかなというふうに思います。著作権処理のところも同様ですね。アドバイスが求められるので、丸

が幾らか必要かなと思います。

次のページのところで、ちょっと細かいんですけれども、21ページの下のあたりのところ、この文章はよくわからないですね。有形文化財や祭りなどの無形民俗文化財と、これ文章がよくわからない。何か似たようなことを繰り返してしゃべっているような感じ、日本語になっていないような感じなんですね。ですから、ここあたりもやはり整理したほうがいいです。そもそも対象が、19ページのところに美術館・博物館の担当学芸員と書いてありますよね、この5章の対象が。ところが、中身を見ると図書館のことも書かれたり、博物館のこともいろいろ書かれているので、ここの点は市町村の図書館なんていうのも少し対象に入れたほうが、中身からすればいいのかなと思います。

次の22ページのところも、これも文章的にちょっとよくわからなくて、著作権のことが書かれているのにかかわらず、上の2行目の知的資産には著作権の対象外の物も多くありますが、対象物のさまざまな権利に配慮し、必要であれば事前に許諾をとるなど。これ、要するにないものを先に挙げているような感じですね、意味からすれば。そもそもあるものがほとんどですし、そこを書けばいいのかなと。むしろ例外的なものですね、著作権がないようなものについては。ですから、ここの書き方も、初めてこういうものを読んだ人にとってみれば、何か惑わされてしまうような気がする。

24ページのあたり、これもどうなのかなと思うんですけれども、資料をデジタル化すると、いきなりデジタル一眼レフの話が出てきて、これはあんまりだなと思うんですけれども。こんなものを例示に挙げてしまったら、みんなこれをやりますね。そもそもデジタル化するときに何からやっていくか。それは資料のものとか、あるいはお金の問題とか、いろいろな問題から始まっているわけで、いきなりボランティア的に一眼レフから始まるなんていうことは普通ないわけですね。ですから、例示がそもそもこれは要らないんじゃないかと。

カメラのことをいろいろ書いていますけれども、こんなことをわからない人だったらカメラは撮影できませんし、次のページ、シャッタースピードなんて書いて、当たり前の話過ぎて、これは要らないんじゃないかなと思うんですね。ですから、ここはもしやるんだったら、スキャニングする方法としてフラットベッドとか、オーバーヘッドスキャナーとか、あるいはデジタルカメラとかがある。もう一つはフィルムがあると。その中から資料に応じて選択してスキャニングしていく、あるいはデジタル化しているということが必要だということを書けばいいんじゃないでしょうか。これはさすがにやめてほしいな、出れ

ば、ちょっと恥ずかしいなと思いました。

それから、26ページのところも、ここも dpi 値のことがずっと書かれていて、いきなり dpi なんていう言葉が出てきて果たしてわかるのかなという気もするんですけれども。正確に言うと ppi i だと思うんですが、そもそもこの 1,000 dpi ってどこから出てきたのかよくわかりませんが。カメラであれば画素数はもっと違ってきますし、1,00 0 dpi というのは、もしA401,000 dpi というのはものすごいデジタルのバイト量になりますね。だから、ここもよくわからないんですね。ここあたりはちゃんと説明するか、あるいは省いたほうがまだいいと。

適切なこの画素数というぐらいの話ですね。この画素数の話をするだけで多分1ページか2ページ必要ですから、そういうの、きょう持ってきたんですが、ほかの人がつくられた手引があります。ここにみんな書いてあるんです、私が半分ぐらい書いたんですけれども、それ自体を示しておけばいいのではないかと。だから、もしここに技術的なことをいっぱい載せたいのであれば、別途につくるべきか、あるいは他を参照させるというほうがむしろいいと思います。

冒頭でもお話ししたように、技術的なことと啓蒙的なことが入り交じって入ってしまっているので、読む人からすれば、これは何を言いたいのかわからないというのが、私の全般的な印象なんです。総括をご意見として。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。皆様方から忌憚のないご意見をいただければありがたいんですが、入江さん、いかがですか。

【入江委員】 今山崎さんがおっしゃってくれたんですが、これは議事録では残らなくていいと思うんですが、国会図書館さんが今回新しく出しているガイドラインも僕らの中で随分議論になっていて、いろいろといっぱい赤が入ったのが僕に送られてきているので、これはとても難しいことになってくると思うんです。なので、コンセプトとして何を言わなければいけないか、もうちょっと練ったほうがいいのかなと思います。

やっぱり見る人はいろいろ見るので、このままではちょっとしんどいかなと思いますので。電子化といってもいろいろな電子化があるわけで、僕が一番図書館の中で言っているのは、いわゆる1990年ぐらいの電子図書館というのは技術的な弱さもありましたし、低かったのもありますし、その当時ではとても高価な電子化を主張していたので、利用目的等も関係なく高精細という言葉を言っていましたので、それはちょっと違うんじゃないのというのもあります。資料の特性と、資料の量と、目的と、スケジュールというか、コ

ストというか、幾つかの要素で決まっていくものだと思いますので、その辺を説明していって、具体的な例を説明するとかいうほうが多分いいのではないかなと。一般論で書くととても難しいものになってしまうかなと、ちょっと思っています。そこら辺を整理し直したほうがいいんじゃないかなと思います。

【杉本座長】 今の入江さんからのお話なんですけれども、例えば国立国会図書館でガイドラインがつくられていると。そうすると、ある種二重にガイドラインをつくるというと混乱することもあるわけですけれども、その場合にうまく、この部分はこっち側を見るといいよということも含めてここの中には入れていくほうがいいのか、あるいは、これはこれとしてまとめてしまうほうがいいのか、いかがでしょうか。

【入江委員】 この間の国会図書館さんのガイドラインで僕らの中での議論は――これは議事録でなくていいと思うんですけれども、ガイドラインと書いてしまうと、何かすごい大変なものになってしまうと。だから、多分あれは国会図書館さんのは今回の大規模電子化の仕様書なので、そう書いたほうが問題ないよねって。僕らはこうやったんだよねと言ってくれたほうが楽だよねと。ガイドラインとか1つの形をつくってしまって、それに沿わないといけないみたいになってしまうとなかなか難しいよねという議論が、多分一番多いんだと思います。

なので、ガイドラインという言い方でもいいと思うんですけれども、一般論として展開するとなかなか難しくなってしまうので、それぞれの目的に沿ってこういうやり方があるみたいな幾つかのパターンを出したほうが、多分いいのかなと。MLAのレベルでの電子化ではないですが、裁断できるものは裁断してスキャンしたほうが全然早いし、それはきれいですし、コストも高いと問題ないですし。カメラと言っちゃうと、さっき山崎さんも言っていましたけれども、カメラからスタートする電子化ってあり得ないと思うので、属性、種類にもよると思うので、その辺を整理したほうがいいのではないかと。

仕様書は、国会図書館さんのものもそうですけれども、いろいろなものがリンクしていて、実際やる人はそれを見に行ってもわからないですし、形としては固まったほうがいいとは思うので、それを具体的な例として例示するのがよくて、ガイドラインとか、こうしなければいけないというのを言ってしまうと、総務省さんが言っているとか、国会図書館さんが言っているからこうしたらいけないんだよね、みたいなものになってしまうのはまた後で面倒かなと思います。

【杉本座長】 ここの場合なんですけれども、MLAという言葉があって、例えば文化

遺産オンラインでもいっぱいデジタル化されていて、そちらのほうでの基本的な方針に関する何か、要はガイドラインですね、それをきっとつくられていると思います。あるいは、アーカイブスの側では、国立公文書館が例えばその地域の古文書館、あるいは公文書館に対して何か提供されているかどうか、私はよく知らないんですけれども、例えばそういうのがあれば、それとこれとの関係をどういうふうにとらえるかということもちょっと整理しておかないといけないかなと思います。

それが、実はメタデータのほうにも同じことが言えるかと思うんです。例えば先ほどのお話で、文化遺産オンラインでのメタデータはこういうふうにやっていますというのを、今度、来週でしたっけ、フォーラムでお話しされると。それから、例えば先ほどの盛田構成員からの話でも、MARCの話があり、このプロジェクトではこういうのでやりましたとか、あるいは国立国会図書館でもメタデータがありますし、それから入江さんの今までのメーリングリストなんかの話でもMODSを使ってというふうなお話もいっぱい出てきています。では、これらはそれはそれぞれのMなり、あるいはLなり、あるいはAなりの話かなと思うので、それに対して要は共通化していこうと考えた場合にどうか。連携をするところでどうやって共通化していこうかと。そこが、ここの資料の中で見えるようにしておかないといけないかなとも思うんです。それがうまく書けているかどうかというと、多分これからの問題かなと思うんですが、意識しないといけないと思います。

こうしたことに関して、要はMLAをまたがるよというところに関して、何か今ここで 忌憚のないところでコメントをいただいておけるとありがたいんですが、いかがでしょう か。安達先生、お願いします。

【安達委員】 今のメタデータの話がどういうふうに書かれるか気になっていまして、今27ページを眺めてみたら……。それと、もう一つ、今の話もありますけれども、連携というのはこの研究会のキーワードになっているので、その上でどう書かれるかというのが気になっていました。27ページを見てみると、連携のところは今後の形で、まだ規定はされていないということなので、それがどう書かれるかということなんですけれども。

私が人間文化研究機構というところでやった経験からすると、やっぱり今比較的共通的に使われているのはダブリンコアということで、図書には非常になじみ深いわけですけれども、やっぱりもの資料を扱っている博物館の資料をそこに適用しようとすると、あまりなじまない側面が出てくるということをかなり経験しております。その辺のところが反映されると、今後いろいろなところが連携する上でやりやすくなってくるんだろうとは思っ

ています。

具体的にどうするかというと、これに関してはここの公文調査の結果ということを見ながらやることがあるかと思いますが。申し上げたかったのは、やっぱり多くの場合は図書かもしれないんですが、そうでないものもたくさんというところで、そのようなところを十分考慮して進めていけるような書き方にしていきたいなと考えています。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。はい。

【大場委員】 メーリングリストのほうにもちょっと書いたことなんですけれども、メタデータに関して言えば、それぞれの持っている資料の性質が違いますので、これを統一するということは難しいんだろうと思います。ただ、ヨーロピアーナなんかもそうですけれども、例えば検索するときにどういう角度で切っていくかというときに、今クローズアップされているのは時間、空間、人とか団体とか、そういう固有名があるもの、そういうところから切り口にして検索していくというのが1つの方法論として出されてきています。メタデータとしての項目全部を統一するというのは難しいと思うんですけれども、これから検索のために、それぞれ横断的に引っ張ってくるときに、こういうところをリッチにしていくといいんじゃないかという、そういう方向性みたいなものはガイドラインにもし書けたら、メタデータに関する記述としてはよいのではないかなと私は思いました。

【杉本座長】 ありがとうございます。要は資料そのものだけではなくて、それ以外の人だとか、場所だとか、歴史上のポイントだとか、そういったことを共通にみんな持って やるといいよと、そういうお話ですね。

安達先生、どうぞ。

【安達委員】 先ほどの話で、もう少し具体的に申し上げますと、検索をするときと、あと検索した結果を表示するときで、私、違うのではないかということが見えてきました。 検索のキーワードを入れることに関しては、今のお話のように時間とか、場所とか、<u>人</u>まで分解できればよくて、あと、検索した結果を表示するときに関しては、やっぱりこれは対象はそれぞれなので、全部共通にするのはもともと難しく、それぞれ合った形で表示すると。

ですから、検索要求を出すところと、結果を返すところでは違うというふうな考え方が 1 つあるのかなと思っています。

【杉本座長】 ありがとうございました。はい。

【武田座長代理】 今の、先ほどの確かにこの資料を見たときに、メタデータ、スキー

ムを整理するとか書いてあるんですけれども、確かにここにもうちょっと、何でメタデータを書くのかというのは、今大場さんがおっしゃられたように、ここでは共通認識で検索に使えるよねと。もうちょっと明示的に書いておいたほうがいいかもしれないですね。つまり、目録をつくると言われると、これは博物館の方はそれは理解すると思うんですけれども、目録をつくるということから一歩出て、ユーザーに検索できるような情報を提供をしてあげるというのが必要なんですよというのは、このガイドラインの中に入れておいたほうがいいかなと。

そうすると、おのずからユーザーが検索に利用できるような文章や情報をメタデータに 入れましょうと、そういうリコメンデーションが言えるのかなと。その上でこのメタデー タを好きにまとめてくださいと言ったほうが親切かなと、今思いました。

【杉本座長】 どうもありがとうございます。

山崎さん、どうぞ。

【山崎委員】 メタデータのことではないんですけれども、6ページのところのアーカイブの構築によって何が得られるかというところの説明ですが、これ、MLAのそれぞれのメリットというものを簡潔に書かれていると思うんですが、これを読んでメリットを感じるかどうか、かなり疑問があるんですね。私、今回も秋田県でやったときにいろいろ説明して回って、これ以上のことをもちろんしゃべりましたよ。だけれども、それでもなかなか理解してくれなかった。

せっかくグッドプラクティスの例が挙がってきているので、そこあたりからのフィード バックというのはできないのかなということですね。これ、当たり前のことを書いている ので、これぐらいでやるんだったら、もうとっくに進んでいるんですね。ですから、もう ちょっとこれは強力に中身を示さないと、具体的なものを含めてですね。

例えばうちなんかでも、商業化が進んだ例もありますね。そういうところまで書いていかないと、このレベルでいくと当たり前だよねと、今まで言われてきていること。逆に言えば、仕事が増えて困るよという話が多かったんです、今回も。こういうふうなメタデータ統合なんかやって、問い合わせがあったら、あなた、何とかしてくれる、まで言われましたけれども、そういう話の中でこれを進めていかなければいけない。でも、やはりやるメリットはあるわけですよね。だから、具体的なメリットを少し書いたほうがいいですし、これは3つの館共通の部分は当然あると思いますし、それぞれの館でやはりメリットがある部分を書かれてもいいんですけれども、さらに具体的なレベルで、グッドプラクティス

をただ並べるだけではなく、そこからヒアリングなどを行えば、そこで館として何がメリットが上がったというのは具体的にあると思うので、そこを書かれたら、もう少しこれは強くなるのではないかなということが1つです。

それから、人の問題のところで、さっきもちょっと言いましたけれども、資格を取ればいいみたいな書き方がこの文書全体の中にあるんですね。資格を取ればいいということでは全くなくて、資格を取ったって役に立たない人は図書館の世界にもいっぱいいますけれども。むしろ、それより、こういうところではもっと能動的な方々、外に出ていっていろいろと活動していく、そういう方々が必要なんだと思うんです。知識を知っているからできるわけではないわけです。ほとんどの方が十何年前にやるときは当然知識を持っていなかったわけですね。インターネットなんてないままに始まっていって、それがこれだけインターネットが普及したわけです。

そう考えていくと、求められる人材像というのは、むしろ資格、知識ではないんですね。 積極性、あるいはいろいろなところとの連携するということの意識を持った方というのを 少し書いておいたほうがいい。誤解を招きやすいんです。こういう書き方をすると、いろ いろな機関のところで、ただ資格を持っている人を入れればいいじゃないかというふうな ことになってしまいかねない。ですから、そこの点はちょっと違うのかなという気がしま す。

【杉本座長】 じゃ、これからもぜひ強烈に訴えるようなところで、ご指導をよろしく お願いします。

あと、メタデータのほうの話に、自分も関心があるので戻してしまうんですけれども、メーリングリストでもアプリケーションプロファイルという言葉を使ってお話しされていたので、ぜひ宮澤先生に、例えばこのMLAの連携ということを考えたときに、アプリケーションプロファイルというものをどう使っていったらいいか。もう一つは、どうやって理解してもらえばいいのかなというところもあるかと思うんですね。で何かそのあたりでご意見いただけませんでしょうか。

【宮澤委員】 困っています。図書館の世界というのは非常に変に発達しちゃった目録というアプリケーションプロファイルがすごいことになっているわけですけれども、そのほかの世界で、どうしてもやっぱりこれというのがないですよね。リファレンスモデルなんていうすごいことになってしまったり、やっぱりなかなかまだいろいろな人がいろいろなところで苦労してじたばたしているというのが実情で、現段階でこれをお勧めできます

よというのは、やっぱり言えないんだと思います。

【杉本座長】 例えばここでも文化遺産オンラインのスキーマがあり、その一方で、国会図書館のスキーマがありといったときに、例えばそれを共通にとらえようとするための1つのステップとして、それぞれをアプリケーションプロファイル的に定義してから共通部分を取り出すなんていうことも、ほんとうはやらないといけないのかなとも思ったりするのですが、いかがでしょう。

【宮澤委員】 共通部分を取り出すというところは、やはり今後のリンクトデータのような技術的進歩に期待するしかないと。今はできるとはとてもじゃない、大口はたたけない状態ですけれども、多分これからそっちでいけるんじゃないかと思ってはおります。ただし、それをやろうと思ったときに一番大変になるのが、やっぱり広い意味で言っての識別子ですね。先ほど時間とか、場所とか、そういうもの、あるいは人ですとかいうようなことが言われましたけれども、リンクトデータの方向に行くためには、ともかくこれはこの人だという、それから、この平安時代というのはこういうスパンを持った書き方とか、そういう意味で内部的には少なくとも統一していかなくてはいけないわけですね、ユーザーが直接見るかどうかは別として。

そちらの方向に進むために今何を書いたらいいかというのは、済みません、大変悩んでいます。それを言いたいんですけれども、ほんとうは、その方向でみんなに進みましょうと。そのためにどういう書き方をすればいいかということがかぎだと思っておりますが、こう書けばいいですとすぐに言えないことが、私としては大変残念です。

【杉本座長】 もう一つ、1点加えますと、ここの会議でも山崎さんがメタデータという言葉すらちゃんとは理解してもらっていないんだということ、いわゆる専門家と実際の現場にいらっしゃる方々との間でのある種の言葉の違い、あるいは理解の違いというのもあるかと思うんです。そこのところをいかにうまく超えていくかということも1つの課題かなとは思うんですけれども、そうしたことも、こういうところの提言とかいったところには反映しないといけないかなという感じはしております。

【武田座長代理】 最初の杉本先生の議論からちょっと気になったところがありまして、むしろこれはユーザー向けのガイドラインと考えたときには、その先でうまく統合されるかどうかというのは、もちろんそういうのが既にあるならば使いましょうと。残念ながら、今すぐさま実用に供するようなものがないので、それよりもっと手前で、とりあえずメタデータをできるだけ多く書きましょうと。

ただ、問題になるのは、多分そのときに書こうと思っても下敷きにあるようなものがないと、書けないよねと。だから、そういうものはなるべく提供したいと。それがいかに統合されているかとかいうのは、つくるほうにとってはどうでもいい話。つまり、とりあえず今は自分の館の情報をきちんと整理できるということが必要。実際今の、逆に言うと、裏を返すと、そういうデータがあれば、宮澤先生がしてくれたように、それは後でコンピューターが統合するのは後の仕事としてできないことではないと、どの程度大変かどうかは程度によるけれども。

なので、まずはここで言うべきことはメタデータを書きましょう。参考になるのを幾つか、できればこの中のを選んで、あとは自分のところで改造してつくりましょうぐらいのこと、現状の技術水準からいうと、それぐらいがリコメンデーションではないのかなと。その後、ほんとうは専門家、杉本先生のお立場からいうとそれが統合されるということとか、我々にとっても興味はありますけれども、それは別の興味かなと思っていて、まずはこのガイドラインのユーザーである、読者である博物館・美術館の人たちがメタデータをつくるということにまず意義を感じていただいて、つくろうと思ったときに、つくる手順がわかると。

ああ、あそこに参考になるメタデータがあるから拾ってこれるよねとかいうのがあって、 あとは埋められる。埋め方については、ちょっと宮澤先生からあったのを少し何か入れて もいいかもしれません。なるべく、少なくとも説明の用語は統一したほうがいいですねと か、あと、展示品等の項目の識別子は入れましょうとかね。これは、館内では当然何らか の識別子を持って管理されているのは当たり前ですけれども、それもできれば館外にも見 えるようにしておいたほうがいいと。そのぐらいのガイドラインとかね。あと、先ほど大 場さんの言ったように時間とか何かもなるべく入れましょうとか、そういう幾つかのリコ メンデーションを入れるぐらいかなと思いました。

【杉本座長】 ありがとうございます。

宮澤先生、どうぞ。

【宮澤委員】 先ほど安達先生が言われたことと同じようなことですけれども、図書の目録のほうで記述とアクセスポイントという概念があります。その考え方というのは、今でもメタデータ一般にわりあいと使えるのではないかと思うんですね。記述というのは、人間が読んで、これがどういうものだということがわかるような書き方をすればよいですし。それに対して、アクセスポイント、例えば時間ですとか、場所ですとか、関係してい

る人ですとか、そういうことに関してはなるべく統一した書き方をしていくようにしましょうと。しかも、それがちゃんと分離していて、ここは人ですよとちゃんとわかるような書き方をしていくようにという、その程度の一般的なことはやっぱり言っておいたほうがいいかもしれません。

【杉本座長】 多分このメタデータの話でも、どこにでも使えるいわゆる万能薬というのはきっとないだろうと思うんですね。ただ、その上でも連携をやっていかないといけないという課題が与えられていますので、とにかくいろいろな例を出していただいて、それを見ながらということになっていくのかと思います。

先ほどの武田先生からのお話で、いろいろな情報技術を使ってうまく連携させていくことはこれから先できるようになりますよということで、まずそれをつくることが一番大事だねということ、そのとおりであろうと思います。

さて、あと時間、10分ほどなんですが、いかがでしょうか。新さん、お願いします。

【新委員】 メタデータの話ではないんですけれども、このガイドライン自体の位置づけとして、この場というのは、これまでおそらくやったことがなかったであろう連携というものをやるものだと私は理解しているんです。その場合に、3ページにいろいろほかのガイドラインも並んでいますが、連携をして、そこで新しい価値を生み出すみたいな、そういう夢のものがあって、だからこそデジタル化が必要で、構築が必要でという形の、その位置づけをわかるような形で書かれると、どういうふうな気持ちで読まれるのかがわかってよいのではないかなと思いました。

その先に、メタデータというのが必ず存在して、どうしてメタデータが必要かということをやはり最初に書かれていたほうが良いと思います。

【杉本座長】 そうですね。ありがとうございます。そういう意味では、ある種の、ちょっとビッグピクチャーというか、全体の位置づけ、先ほど山崎さんからのお話にもありましたけれども、それをもう少し整理しないといけないかもしれません。どうもありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。まだコメントされていない委員の方々から。

【安達委員】 またメタデータの話ですが。

【杉本座長】 どうぞ、お願いします。

【安達委員】 今新さんの話、先ほどの武田先生の話を聞きながらふと思ったんですが、 連携がキーワードで、そうすると、メタデータも連携のためのメタデータが重要だとする と、考えてみると、図書館はもちろん博物館でも資料の目録は既に各機関持っているので、 それ自身ある意味メタデータなんですね。新たなメタデータをつくるなんていうことはせずに、既に一種のメタデータがあって、連携のためにどうしたらいいかというところだけが、ひょっとしたらポイントになるのかもしれないと。

とすると、まだここに書かれていない、繰り返になりますけれども、連携のメタデータがどうあるかというところがポイントになってくるのではないかと思いました。

【杉本座長】 その意味では、館それぞれによっていろいろだと思うんですね。ですから、そういうメタデータとか目録がきちっと整理されているところもあれば、必ずしもそうでないところもあります。それと、連携ということは、ここでMLA連携というのをよく言っていますので大事な要素であるわけですけれども、連携をするためには、それぞれのところがしっかりしていないと連携ということもできないでしょうから、要はそれぞれのニーズを満たしつつ、加えて、その上に連携をさせていくということかなと思います。

ですから、連携のためにほかのことを犠牲にするということではなくて、もともとそれぞれの持っているものがあって、その上で連携をしていくという話であろうかと思います。

あと、ちょっと私のほうで、このガイドラインのほうで足しておいてもらいたいなということで、20ページの図です。これで、運用段階のところで、ここでも話題として出てきているんですけれども、プロモーションも含めてアウトリーチというのもぜひ含めておいてもらえないかなと思います。

これから、あと時間、5分ちょっとになってきたので、そろそろ今日の話をまとめていかないといけないんですけれども、きょういろいろご意見をいただきました、これからガイドラインをまとめていくことになります。提言を取りまとめていくということに関して、先ほどのお話で、全体像というのをもうちょっと明確にということもあったかと思いますが、その一方、ある程度ポイントを挙げて、そこでちょっと密な議論をしないといけないかなと思います。

メーリングリストでいろいろやればいいということもあるんですが、なかなかメーリングリストだけでは意思がうまく伝わらないところもあります。それで、別の機会を設けて皆様方に、お願いすることになるかもしれないと思います。例えばいわゆる全体像、ビッグピクチャーの話と人材育成、システム基盤の話、それからここで出てきました災害、あるいはそういったところと一緒に含めてかもしれませんが、長期に安定的に利用していくことに関してですね。そうした幾つかの項目を挙げて、それで議論くださるボランティア

を募集するというのもありですけれども、ボランティアを募集すると、なかなか手を挙げてもらえないので、こちらから直接お願いをすると思います。要は、この場とは違うところで、小さい場での密な議論ができればと思っているんですけれども、何かこうしたことに関して、ここの場でご意見ございますでしょうか。

一応考えていますポイントとしては、災害に関すること、それから人材育成に関すること、システム基盤に関することで、システム基盤に関してはメタデータ、それから基盤のシステムですね。ここでもクラウドなんていう話題が出てきましたので、そうしたことも含めて議論していきたいというふうに思っております。

具体的にどういう場を設けてというふうには、これから皆さん、関係する方々と調整しないといけないんですけれども、それに関しては個別にお願いするということでよろしいでしょうか。

それから、もし、私、ぜひこれをやりたい、自分の意見をとにかく出したいんだということがあれば、ぜひ私、あるいは事務局のほうにご連絡いただければありがたいです。もちろん、メーリングリストで手を挙げていただくとありがたいです。いかがでしょうか。 白羽の矢が飛んで行くかと思いますけれども、よろしくお願いします。

そうしますと、大体のところ、ぜひここでもうちょっとここのところだけ言い足りなかったということ、ございませんでしょうか。いつもですけれども、言い足らなかった部分はまたメーリングリストでぜひお願いします。

では、どうもありがとうございました。それでは、次回の会合などにつきまして、事務 局よりご連絡をお願いいたします。

【松田情報流通振興課統括補佐】 次回会合につきましては、きょうスケジュール案でご説明いたしましたけれども、1月中旬ぐらいを目途に、これから調整させていただこうと思いますので、決まり次第ご連絡申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【杉本座長】 では、どうもありがとうございました。では、続きましてよろしくお願いいたします。本日はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

— 7 —